

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 2 月 2 日

支出負担行為担当官

横浜地方法務局長 樋 口 全

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和 8 年度神奈川出張所ほか 11 庁清掃業務委託契約
- (2) 契約内容 契約書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 実施場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 上記(1)の件名について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 07・08・09 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」において、「A、B 又は C」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 公益財団法人日本適合性認定協会認証の「ISO 14001:2015」又はこれと同等の資格を有していること。
- (5) 予決令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (6) 本業務を確実に実施できると認められる知識及び設備等を有する者であること。
- (7) 入札説明書の交付を受け、同書に定められた書類を期日までに提出した者であること。
- (8) 契約の相手方として不適当な者でなく、かつ、契約の相手方として不適当な

行為をする者でないこと。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、法務省競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用することができる。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書等の交付場所並びに問合せ先

〒231-8411

横浜市中区北仲通5丁目57番地横浜第2合同庁舎7階

横浜地方法務局会計課施設係（担当：菊池）

電話：045-641-7916（直通） FAX：045-651-3395

5 入札説明書等の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月17日（火）までの午前9時00分から午後5時00分まで（ただし、平日の正午から午後1時まで及び土・日祝祭日を除く。）。

(2) 交付場所

上記4の場所及び電子調達システムにおいて交付する。

6 入札説明会

開催しない。

7 入札者が提出すべき書類の提出期限及び提出場所

入札に参加しようとする者は、入札説明書に示す提出書類を令和8年2月17日（火）午後5時00分までに提出すること。

8 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限 令和8年2月27日（金）午後5時00分

(2) 提出場所 上記4の場所又は電子調達システム

(3) 提出方法 持参、郵送等又は電子入札による。ただし、郵送する場合には書留郵便により、上記(1)の提出期限までに必着で送付すること。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年3月2日（月）午前10時00分

(2) 場所 〒231-8411

横浜市中区北仲通5丁目57番地横浜第2合同庁舎

- 10 入札保証金及び契約保証金
免除する。

- 11 電報及びファクシミリによる入札
いずれも不可

- 12 入札の無効
本公告に示した入札参加に必要な資格等のない者のした入札及び入札に関する
条件に違反した入札は、無効とする。

- 13 落札者の決定
予決令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

おって、落札者となるべき者の入札価格が予決令第 8 5 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 8 6 条の調査を行うものとし、調査事項の詳細は入札説明書による。

- 14 契約書作成の要否
要

- 15 その他
詳細は入札説明書による。